

元正女帝期政権論

井 上 亘

- 「キーワード ① 壬申の再演、② 吉野盟約体制、③ 持統王系、④ 藤原不比等の死、
⑤ 律令天皇としての元正女帝」

古代政治史研究ないし国家論は、権（勢）力を漠然と眺める「権力論」から、その権力が法制・官司制度や経済・社会的特権などにより保証・定立される「権能論」へと議論を深めてきた。⁽¹⁾だが実証度は高いものの、律令から令外を創出する天皇大権や、政権史上の諸事件を「権能」から論定するには限度があり、⁽²⁾従って判断保留が頻出する。「権能論」は権力の静的な内部構造を実証するにすぎないのである。我々は権力の外部すなわち発現形態の総合的考察を怠ってはいなかったか。政治権力の発現形態には、様々な慣行・戦略・思想がある。そこには盟約・血盟・忠誠、贈与や免除、表象や儀礼、准抛や言動規制、遷都・遷任や行幸など多様な形がありうる。古代政治の方法論がそこにある。「古代人自身による国家論または権力論」⁽³⁾がそこにある。「権

力」は時一勢に応じその様態を変えて歴史に痕跡を残す。本稿の方法論的野心は政治史に「時」を復権し、時空の許に動的に機能する権力の痕跡を積極的に考察の対象として、当該期政権の様態を叙述するものである。

「一、」養老行幸

史上名高い「養老行幸」は、元正天皇養老元年（七一七）の八月に企図された。まず多治比広足を造行宮司として美濃国に派遣し、その一月後の九月丁未に車駕が京を発つ。

○丁未、天皇行_三美濃国_一。○戊申、行至_三近江国_一、觀_三望淡海_一。山陰道伯耆以来、山陽道備後以来、南海道讚岐已来、諸国司等詣_三行在所_一、奏_三土風歌舞_一。○甲寅、至_三美濃国_一。東海道相模以来、東山道信濃以来、北陸道越中以来、諸国司等詣_三行在所_一、奏_三風俗之雜伎_一。○丙辰、幸_三当耆郡_一。覽_三多度山美泉_一。賜_三從_レ駕五位已上物_二各有_レ差。○戊午、賜_三從_レ駕主典已上及美濃国司等物_二有_レ差。郡領已下雜色卅一人、進_三位一階_一。又免_レ不破。当耆_二郡今年田租及方県・務義_二郡百姓供_三行宮者租_一。○癸亥、還至_三近江国_一。賜_三從_レ駕五位已上及近江国司等物_二各有_レ差。郡領已下雜色卅余人、進_三位一階_一。又免_レ志我・依智_二郡今年田租及供_三行宮_二百姓之租_一。○甲子、車駕還_レ宮。

行幸は二部構成をとった。前半部は東西諸国司等による歌舞奏上、後半部は養老醴泉への遊覧である。上掲記事を勘じて行幸次第を示せば、およそ次のようになる。——平城京の東京極を貫く中ッ道を北上し、鹵簿は志我郡へと至る。志我といえは大津京を擁した郡だが、ここは後に聖武が休んだ禾津頓宮だろうか。女帝は

志我の湖畔の行宮に逗留し、西国の歌舞を観る。その内訳は山陰¹伯耆・因幡・但島・丹後・丹波、山陽²備後・備中・美作・備前・播磨、南海³讃岐・阿波・淡路・紀伊の十四ヶ国で、伊予とすでに国造が神賀詞を奏上した出雲を除く、中近国の全てである。六日後、湖畔を古代東山道に沿って不破へ向かい、ここで東国十七ヶ国の雑伎が奏上される。すなわち東海⁴相模・甲斐・伊豆・駿河・遠江・参河・尾張・(志摩)・伊勢・伊賀、東山⁵信濃・飛驒・美濃・近江(志我で奏したか)、北陸⁶越中・越前・若狭、みな中近国である(以上、賦役令集解³ 古記所引民部省式)。総べて東西中近三十一ヶ国の歌舞奏上を受けた後、女帝は多度山の醴泉に遊ぶ。七日ほど滞在して近江へとって返し、依智郡の行宮に休んだ翌日、車駕は還宮した。

あまりに著名な行幸であるゆえか、政治上あまり問題とされないが、この行幸は、多くの東西諸国司を招集し、しかも歌舞の奏上をさせている点で、全く異例といつてよい。

早川庄八はこれを「巡視にともなう服属儀礼とみて誤らない」とし、持統上皇による大宝二年の参河行幸とともに、「かつて在地首長がその支配領域で行った巡視を、持統も元正もその範囲を拡大して行っている」「巡視を行う天皇は畿内政権の王すなわち大王としての側面を強く残すもの」と評された。⁽⁴⁾この評価は、律令国家の天皇×畿内政権の大王という、氏の二元王権論に基づく。だが管見では、行幸によらず、このような規模の服属儀礼を六国史に見ない。類例は天武の殯宮記事(後述)だが、これとても異例なのである。歌舞奏上は大嘗祭の悠紀・主基两国と七国の語部ほか、隼人交替時、節会の吉野国栖など限られた儀式に見られ、また行幸において行在所の国司が歌舞などを奏することも、史料上は稀である。

従って、諸国の在地首長に貢納のみを賦課し、直接的な服属儀礼を恒常的に強要しないという点で、「畿内

王権」という性格づけは首肯されるのだが、それだけにこの行幸の異常さが浮き彫られるのである。

二月壬申、行幸美濃国醴泉。○甲申、從駕百寮、至于輿丁、賜緇・布・錢有差。○己丑、行所經至一、美濃・尾張・伊賀・伊勢等国郡司及外散位已上、授位賜禄各有差。○三月戊戌、車駕自美濃一至。翌養老二年、女帝は再度養老行幸に出た。二月七日より三月三日に至る東国巡幸であった。行幸経路の諸国に叙位・賜禄が施された己丑条によると、今回は近江・不破とは無関係に、伊賀―伊勢―尾張から美濃へと向かったことがわかる。また今度の行幸は、初度の特徴である東西国司の招集も歌舞奏上もない。

元正朝に見る歌舞奏上は、この他に養老元年四月甲午と同七年五月甲申の二例がある。いづれも大隅・薩摩の隼人による。殊に後者は隼人征討後の朝貢であった。むろん、美濃国行幸で招集の対象となったのは中央官吏たる国司であるから、六年ごとに交替・朝貢する隼人と同列に見ることはできない。しかし土風歌舞とは、国造かこれに准ずる地方祭祀者によるものと思われ（出雲が例外なのはそのためか）、国司を引率役として、地方豪族に服属儀礼を行わせた、と考えてよいと思う。東西諸国による歌舞奏上、近江―不破ルートの意識的選択――初度の美濃国行幸において、これらは何を意味するのであるか。⁽⁵⁾

この行幸が企まれた背景として、まず第一に政界人事の問題が挙げられる。元明即位後の「和銅元年体制」成立より廟堂に新參公卿はなく、「寡頭体制」が保持されてきた。当初九名を数えた公卿も、和銅年間に五名が薨じた。特に壬申の功臣大伴安麻呂の死は、首親王立太子に影響したと云う。⁽⁶⁾ また元正即位の直前には、知太政官事穗積親王とともに、長親王も薨じた。そしてこの養老元年には、中納言巨勢麻呂と左大臣石上麻呂を喪う。遂に廟堂は、右大臣藤原不比等と中納言阿倍宿奈麻呂の兩名によって占められた。

「寡頭体制」は、兩度の美濃国行幸を画して一変する。初度の行幸の一月後に藤原房前が参議となり、再度行幸した直後に、長屋王以下四名の公卿が補せられた。特に後者は密接な連関があると思う。というのも、一月に互る東国巡幸と、高市皇子の子 \parallel 長屋王ならびに大伴安麻呂の子 \parallel 旅人の廟堂入りについてである。これには、大宝二年十月甲辰より四十五日間に互って、持統太上天皇が東国を巡幸し、翌三年正月壬午に刑部親王が知太政官事に就任した——これは持統の四七日の翌日に当る——ことが想起される。刑部親王は壬申の乱に参加した、最後の天武皇子であった。東国巡幸と壬申のゆかりの参政には、やはり政権意思の脈絡を見出しうるのではないか。東国は壬申の功臣を数多くかつ幅広く輩出している。⁽⁷⁾

実は壬申の功臣層への顕彰が靈龜二年四月癸丑に行われていた。村國小依を始めとする功臣十一名の子息に田を賜った記事がそれである。壬申の功績は、功臣の第二世代に改めて相続されていた。壬申年の記憶を新たにした後、この行幸が企図されたのである。

従って、行幸の演出・設定として、壬申年が意識されること自体は怪しむに足りない。むしろ東西分けての歌舞奏上そしてその舞台設定——不破 \parallel 東国 \leftrightarrow 西国 \parallel 志我——に、誰もが壬申年の再演を見たのではなかったか。養老四年に成立する『書紀』の一卷を壬申の乱が占めたことから、この演出の深長な意味を想わせるのである。まして、石上麻呂の薨後とあっては、その観が強い。

石上麻呂の政治的役割については、不比等に比して評価がかなり低い。だが、彼は壬申の乱において大友皇子の最期を見届けた男である。つまり、彼もまた壬申年の敗者 \parallel 近江軍の英雄といえた。その彼が左大臣にまで昇進したことじたい、私にはいぶかしい。大友に最後まで従った男の変心も、彼を受け入れた政權も、私は

理解に苦しむ。壬申年が帳消しとなつて、彼は一上たりえたのか。さればそれは何時のことであつたか？とまれ、後節に述べる養老改元詔には、麻呂第への賜物が前置きされている。美濃国行幸に壬申年の演出を見ることが出来るならば、彼の死は近江での西国の歌舞奏上と連関するであらう。⁽⁸⁾

藤原氏の関与も見落とせない。まず房前が参議を許され、また改元詔発布の日に美濃介藤原麻呂が叙爵の采に浴した。ここに藤原四卿はみな「通貴」となる。上司の美濃守笠麻呂もこの時加階されたが、この蒙腕能吏は和銅元年体制樹立より養老四年に至るまで、緊迫した律令国家完成期において大きな位置を占める美濃国守を一任されていた、彼と藤原麻呂こそが養老行幸の発議者であつて、この人脈ルートが藤原氏にゆかりの深い近江路トの選択とともに行幸の実現に重要な役割を果たした、と野村忠夫はいう。⁽⁹⁾ 在唐中の宇合は措くとして、やはり前近江守武智麻呂や房前・麻呂の三人は養老行幸で少なからぬ働きをしたと思われる。武智麻呂の近江での治績は『家伝』下に高く聞こえ、房前もこれまでに二度、東国巡検の任務を果たしていた。房前は大宝三年正月に東海道、和銅二年九月に東海・東山二道へ派遣されたが、前者は持統没後の戒嚴下であり、後者は蝦夷征討直後であつた。いずれも東国蜂起の危険を多分に孕んでいた。今回の麻呂の美濃介兼任とともに、緊迫した情勢下の東国へ彼らが派遣されたことはよほど重要だと思ふ。美濃の事情は野村説に従うとして、東国の事情に明るく、在地の有力者とも親しく接している房前・麻呂がこの行幸に関与したことは想像に難くない。特に房前の朝政参議は、藤原氏の擅権のみでは割り切れぬ。むしろ彼の経歴から妥当な措置と考へる。

そして、彼らを廟堂より差配したのは、右大臣藤原不比等ということになる。この美濃国行幸は彼の意匠にかかると見てよいだろう。彼は壬申年の布陣を借りて、東西諸国の服属儀礼を演出し、新政権樹立の構想を

公表した。女帝への帰属の強化、と言えばそうに違いない。しかし、なぜこのような形をとる必要があったの
だろうか。論の展開上、壬申年より当該期に至る政権史を一瞥しなくてはなるまい。

二、「吉野盟約」から「持統王系」

壬申の乱は明らかにクーデターであった。⁽¹⁰⁾しかし、その勝利によって樹立した、天武の政権は「クーデター
政権」と規定しがたいものがある。クーデター政権とは、通常その指導部が政権を構成し、変則でも敗者方に
重要ポストを委ねることはない。書紀を注意深く読んでゆくと、天武五年頃までは確かに、天武方と思われる
皇親や氏族が中心となっていたらしい。だが、五年十月にかの物部(石上)麻呂が遣新羅使を任じ、その一年
後に天智朝の將軍であった河辺百枝が民部卿になるあたりから、近江方の人名が散見し始める。

天武五年前後より功臣等の死没が目立ち、また功臣でも紀氏などは勅勘を蒙っていて、当初から政権図式は
混乱をきたしていたらしい。天武を支持した勢力は上流階層の傍系と中下級層であるが、結局、彼らへの優遇
措置は官吏出身法の拡大・氏姓の昇進・功田下賜という程度に留まった。⁽¹²⁾これは政変といふことを考えれば、
慮外の冷遇といえよう。彼らは勝者の榮譽のみ手に掲げて、在地の中間支配層へと帰還させられたのである。
天武朝の問題点をここで整理すると、(1)政権樹立のための基盤の設定、そして(2)王朝樹立のための正統性の
確保、この二点となる。官僚機構の形成も第一の問題に含まれる。

政権の樹立には確固たる基盤が必要である。天武政権の基盤は功臣層にあったか。否である。大伴氏などが

政府の首班となることは、その後を通じてなかった。天武の皇親などを除けば、乱時の支持勢力が政府の中樞を占めることはついになかったのである。では官僚機構はどうかといえは、伴造系の氏族のようにもとと宮廷に仕えるものを除くと、特に乱で活躍した郡司層が中央官僚を輩出したとも想像しがたい。天武二年五月乙酉詔の「大舍人」制も、ただちに官人として登用するのではなく、より適材適所を期すべく見習いをさせるということで、ある意味では余裕も感じさせる。また五年四月辛亥勅なども、「外国人」に中央官吏登用の道を開いたということで、裏を返せば、その時点までこうした道を閉ざしていたことにもなる。やはり官僚機構は、ほぼ前代を継承したものであり、これを基礎とした最上位に天武の玉座が据えられたと見るべきであろう。

従って、彼は始めから新しい官僚を登用して「クーデター政權」樹立を志向したわけではなかったこととなる。天武の狙いは近江政權の完全打破ではなく、大友皇子と五大官の排除にあった。彼は大化の遺構の上に、自らの王朝を望んだのである。そのことは、戦後裁判で四大官を中心とする「重罪八人」のみを罰し、その他は悉く赦したことで知られよう。そして、持統朝以降に活躍する近江の廷臣等は、復活したのではなく、天武朝よりすでに官僚機構の運営にあたり、持統朝において擢られたと見るべきである。

政權基盤を旧態の官僚機構においてと考えれば、律令制の整備が壬申の乱で後退することなく、二次曲線的に進展せられたことも理解しやすいのである。そもそも天武Ⅱ大海人の政界進出は、白村江以後の政局立て直しが契機だと考えられるが、このような経歴に加えて、天智の二皇女や鎌足の二女を乱後に娶った可能性もあり、近江の官僚↓天智・藤原・蘇我という紐帯を、その娘たちを後宮に納れることで包含した、とも考えられ

る。旧態の契約関係は、天武がその上位に立つことで、そのまま天武への忠誠に替えられたのである。

天智の皇親は正統性の確保にも大いに利用された。天武は四人もの天智皇女を入内させた。翻って天智は、素腹の倭皇后のほか皇親との婚姻に全く執着していない。彼の妃の多くは執政大臣（それも政治的敗者）の女や采女であって、大友^{II}卑母腹といわれるような不文律が存在していたのなら、もっと彼は王女を娶ったはずである。これは矛盾というほかない。王統が王姓腹に限定されるのは、実は天武の思案にかかっているのではないか。

「神」であり「漢高祖」である天武の政権は、舒明即位前紀に見るような大夫の合議に基づく即位ではないので、大臣を筆頭とする議政官を置く気遣いはない。伝統的諸勢力の調整に苦慮することもない。だが伝統的な王位継承を逸脱して即位した、彼の専制政権は彼あってこそその均衡の上に樹っていた。長期政権への志向は彼にこうした伝統^{II}権威との闘いを余儀なくする。その克服には彼のカリスマに替わる強固な地盤が制度化されねばならない。八色姓の真人・朝臣姓が当時の政情に殆ど無関係で、多く古事記などに見える神話的氏族である（古事記の祖先記事と七七%一致する）のは、氏姓秩序の神話的再編を期す政略といえないか。氏姓社会に神話的世界観を投影し、全く新しい王権の枠組を構築する。長期政権を願う、天武王朝の地盤である。王朝樹立のための王統確立、そしてこれを扶持する皇親体制の形成。その制度化への努力は天武八年から開始される。

（正月）戊子、詔曰、凡当^{II}正月之節、諸王諸臣及百寮者、除^{II}兄弟以上親及己氏長、以外莫^{II}拜焉。其諸王者、雖^{II}母、非^{II}王姓^{II}者莫^{II}拜。凡諸臣亦莫^{II}拜^{II}卑母。雖^{II}非^{II}正月節、復准^{II}此。若有^{II}犯者、隨^{II}事罪^{II}之。

拜礼の対象を限定し、正月拜賀のみならず日常においても適用する、とある。注目すべきは、諸王に王姓ならぬ母への拜礼を禁じ、諸臣に対しても、自分より卑姓の出身たる母には拜礼を許さない点である。母母への拜礼を禁ずることに何かの古典があるにしろ、卑母腹の地位低下は否めない。古代王権では、日常的言動規制による政略がしばしば試みられる。またそこに礼楽思想輸入の意味がある。この正月詔の深謀を探れば、「非王姓」腹皇子の地位を下すところに行き当る。王統を「王姓」腹に限定する企みがそこにはあった。また諸臣への同様の規制は党派解体を促し賜姓政策を展望する。氏姓秩序再編の布石といえよう。かかる手続きを踏まえた上で、皇親体制の枠組が構想・公表された。「吉野盟約」である⁽¹⁴⁾（天武紀八年五月甲申条）。

吉野盟約は現政権成立の起点となった吉野を儀場とし、天神地祇と天皇を証人、草壁を宣誓主として、五皇子がこれに従う形をとった。これと全く同じ形式が、天智十年十一月丙辰、内裏西殿織仏像を前にした大友―五大官による誓盟に見える。この時の証人は内裏の仏であるが、宣誓主大友が香鑪を手に誓い、同様に五臣が四天王・天神地祇の罰にかけて盟約した。誓約の内容も人員構成も全く合致し、数日を経て再度天皇を拝するところまで一致する。この形態は「盟約」の一般形式であった。あるいは天武が近江の先例を借りたのである。儀礼の意味はその形態を離れて存しない。形態の相似は意味の類似に他ならない。従盟者の五角形とその中点たる宣誓主（↓証人）による「盟約」は、今後存続さるべき体制の理念を公表したものと見える。つまり天武王朝はこの六皇子に託された。この六名という数は、以後の皇親体制の再編成時でも大略継承されている。

またここに、天智皇子が二名含まれていることも注意すべきである。やはり先に述べた政権基盤の問題が背景にあると思う。この頃には天智―天武皇子女間の婚姻が積極的に結ばれた形跡がある⁽¹⁵⁾。その結果持統と草

壁・大津・高市は義姉弟となる。天武の意図は血盟と盟約による体制確立にあった。依然、中央の混乱が中下級層を再び刺激する危険性があった。王統の確立と皇親の盟約は、天武王朝の「無事」を支える命綱ともいえた。

六皇子のうち、皇親腹は草壁と大津の二名である。そしてこの盟約には皇后も証人として立ち会った。皇位継承者はすでに内定していた。皇后腹の草壁は十八歳、成人に参政には未だ猶予がある。つまり、草壁を継承者とし大津を補佐とする構想を、天武は当時より描いていた。これを彼らの成人に合わせて、草壁任摂政・大津聴政という形で実現したのである。特に大津の参政は後の知太政官事制の原形とみてよいと思う。⁽¹⁶⁾この時期より六皇子は、政府要人や功臣への慰問・弔使、あるいは国史編纂といった事業にあたる。こうした役割は後の天武皇親や功臣系公卿のそれともよく照応するものであり、彼らの政治的役割をよく示している。

十年二月の律令制定詔も、草壁の任摂政皇太子と同じ日に発布されていること、さらに余裕をもって編纂を命じていることから、草壁の治世に供するものとして志向されたと見るべきではなからうか。草壁―持統体制は天武が予定したものと私はよむ。儲君―大后を盟約五皇子が補弼する体制を天武は構想していた。確かに草壁の叙位は律令的皇太子制からみれば奇異だが、私は一応令制以前の「儲君」の地位を彼に認め、「立太子」といった抽象的な地位の確立よりむしろ「摂政」としての執政権を「大后」と同様重視するものである。

「盟約」は予定通り履行されるかに見えた。天武は死に臨み、皇后と皇太子への全権委譲を遺言し（朱鳥元年七月癸丑勅）、六皇子に加封して（同八月辛巳条）盟約履行を再確認せしめた。だが、盟約は破られた。

天武崩後に大津の謀反が発覚し、三十名が逮捕された。実際に処罰をうけたのは二名であったが、その一人

礪杵道作は美濃国礪杵郡の豪族と見られる。けだし大津は壬申年の再現により王位を窺ったのである（私は大津の破約とよみ、冤罪とは見ない）。ここに「盟約」体制は破綻の危機に瀕した。しかし、皇后と皇太子の対応は的確であった。謀反発覚より三日後、朱鳥元年九月甲子より四日に互る大規模な葬礼が、天武の殯宮で催された。諸王・一部六官から内廷官司・僧尼・蝦夷・隼人・諸国司に至る誅の奉読と、諸国造の歌舞奏上よりなるものである。特に国造は「随^三参^三赴^三」各誅之。仍奏^三種々歌舞^二とあり、緊急に招集されたことが伺える。

諸国造による服属儀礼の追加は、大津事件による動搖を抑えるためではなかったか。翌持統元年より二年にかけて、皇太子は公卿・百寮等を繰り返し天武の殯宮に率いてしきりに慟哭した。時には蝦夷・隼人・諸蕃なども率いた。皇后と皇太子は、「如在の礼」をとって天武の靈威を現前せしめ、吏民の帰属を訴えた。この企みは、白村江敗戦後に、中大兄が母帝の殯宮を長く留めた意図に通ずる。

二年十一月に天武を葬り、翌三年より皇后と皇太子は盟約体制の実現へと動き始めた。しかし同年四月に草壁が薨じ、またも盟約は果たされなかったのである。そこで皇后は令二十二巻を頒下し、翌四年正月即位に踏み切った。同七月に高市皇子を太政大臣とし、多治比嶋を右大臣として、令制による中央官僚・諸国司の大規模な遷任を行った。殊に高市の太政大臣拔擢は、「撰政」草壁の死を補うものと私はみている。

高市の任太政大臣への理解は、皇親体制論の重要な核である。私見によれば、元来女帝には皇親の代王者を置く例であり、高市の継承資格は解消されていた上、太政大臣の任命は当時大友皇子の記憶を鮮烈に喚起したであろうこと、などから考えて、高市の起用は持統の思惑にそれほど抵触しない。王位をめぐる策謀は常に東国へ向かう。この意味でむしろ、壬申の英雄たる高市の起用は、ポスト壬申年の施政陣形を維持する命脈とい

えた。⁽¹⁹⁾ この時の持統の立場は「盟約」保守であった。数多い吉野行幸は、まさに「盟約」体制への自己同一性を表明するものではなかったか（聖武も即位直後の神龜元年三月に吉野へ赴いている）。

しかし盟約体制とはいえ、ポスト天武政権の「無事」は天武時代の相対化を必要条件とした。持統四年の服制改革や淨御原令施行―藤原遷都などは天武的デスポティズムからの転回といえる。こうした政権基盤の制度化とともに近江の門閥官僚が頭官に名を連ねるようになる。近江旧臣の動きは持統十年七月、高市の死後に一層顕著になる。同八・九月に壬申の功臣各一名の褒賞があり、十月に右大臣多治比嶋をはじめ大納言阿倍御主人・大伴御行、（中納言？）石上麻呂・藤原不比等に資人を賜った。この一連の贈与は恐らく高市薨後の体制を託したのだが、大伴以外、すでに近江の門閥が廟堂を占めていたのである。

残る従盟者の三皇子は、元来皇位継承資格を有していない。天武皇子の皇親腹ならば、大江皇女腹の長・弓削兩皇子が皇嗣にふさわしい。だが、もともと近江の基盤の上に樹てられた政権であり、持統天皇は天武皇后である前に天智皇女であった。壬申の功臣層はついに政治勢力化せず、政権の比重は近江方に傾いていた。皇嗣決定の議場で、弓削皇子が葛野王（大友皇子の長子）に一喝され、草壁の子Ⅱ輕皇子の即位を許した経緯は、近江優勢の空気を伝えている。と同時に、皇親腹の弓削には一喝するほかなかったのである。

輕皇子は即位し、祖母帝は太上天皇となって、文武―持統の共同統治が開かれた。即位直後の元年閏十二月政府はかの天武八年正月詔を改めて強調して卑母腹系皇親の抑圧、政治的党派の解体を期し、また翌二年三月には改めて評造を任官し王法への忠誠を要請した。その後吉野行幸をすませ、元号復活を果たした新天皇はさらに、政治意思を太政官に一局化すべく、律令制の徹底を推進した。⁽²⁰⁾ 大宝律令の施行がそれを語る。律令の撰

修は刑部（忍壁）親王を総帥としたが、「令官」の中心は藤原不比等ら近江方の官僚にあった。

近江廷臣主導の政権において、壬申の再現は避けなくてはならない。壬申の遺臣には中庸なる配慮が必要であった。彼らの功封を大宝・靈龜・天平宝字にわたり詮議しているのは、この作業の繊細さを物語る。新令の実質的な施行を見た大宝元年六月、持統は吉野宮に幸したが、還宮した翌七月に、親王以下へ新令による食封給与が行われ、同時に壬申の功封を令により規定した。また完成した律令の頒下に伴い、持統は四十五日間に互る東国巡幸に出た。この仕事を最後に持統は崩じた。この仕事と刑部親王の律令主宰・知太政官事就任は、先に触れたように、連関すると思われる。ここに当該期政権の均衡感覚が看取される。

従来、当該期の王権は「天武系」と呼ばれてきた。しかし、以上のように述べきたり、その命名が妥当でないことに気づくだろう。天武以降の政権は、近江方と功臣方という全く新しい均衡において定立していた。その均衡は、天武亡き後、天智系と天武系を跨ぐ持統の立場において維持されうるものであった。持統が崩ずる直前に、天智と天武の命日を国忌とする勅が触れられ、文武が崩ずる直前に、草壁が国忌に入れられた。これらは私の理解によくなじむ。ここに私は、当代の王統を「持統系」と称して憚らないものである。⁽²¹⁾

文武は慶雲三年十一月に不予となり、母阿閩内親王に讓位の意を示した。さらに彼女の即位条件を整えるべく、翌四年四月庚辰に草壁を国忌に入れて皇后に准じ、その翌々日、藤原不比等に食封五千戸の下賜を公表して、今後の体制維持を託した。この宣命は、鎌足を建内宿禰に擬して、不比等に内臣と皇室外戚の権威を付与するものであろう。聖武即位宣命によれば、この時すでに首親王が皇嗣に目されていた。その外祖父にあたる不比等の重用は、「非王姓」腹皇子の即位を實現する前提条件であった。以後、天武八年正月詔が顧みられる

ことはない。吉野行幸も中絶する。「盟約」保守から「持統王系」隔離への離陸であった。それは、律令天皇制という方法論が導く、「制度化された王権」^{〔1〕}樹立により実現されうるものであった。

慶雲四年六月に文武が崩じ、彼の母元明が即位した。その即位宣命に「不改常典」が提唱されたのである。この大問題で一つだけ指摘しておきたいのは、元明が彼女の政治体制の古典として、文武ではなく天智を掲げたことである。事実、文武の立てた継承法によれば、長親王が皇嗣にふさわしい。実は持統の葬送を終えた慶雲元年正月丁酉に、長親王を筆頭として舎人・穂積・刑部四親王に二百戸、新田部・志紀両親王に百戸の増封がなされている。この時には石上麻呂・藤原不比等のほか十四人にも増封されているから、政府首脳への増封と見て大過ない。上の六親王が、文武を頂く新たな従盟者を任じていたのである。同様の事例は、首親王立太子へと具体的に始動した和銅七年正月壬戌に、長・舎人・新田部・志貴へ二百戸、長屋王へ百戸の増封があり、立太子実現への協調を要請したものとされる。「皇親体制」とは漠然と全皇親を指すのではない。一定梓の皇親を指定し、盟約・増封などの方法により抜擢して協調を要請するものである。

天智の「不改常典」を掲げることで、天智皇女たる元明は、その即位の正統性を確保した。だが、同時に授刀舎人寮を新置して自身の安全をも確保しなくてはならなかった。和銅元年三月の大人事異動、同七月乙巳の公卿および五位以上の文武職事官に忠誠を期待する勅、平城遷都と、文武即位で確保された王朝の地盤を定礎しなおさねばならなかった。その理念的再定礎の過程において、元明は現体制の創立者を天智に帰し、元正朝に至ると天武を弥勅、持統を釈迦に擬えた（養老六年十二月庚戌勅）。ここに彼らの政権の帰依すべき世界観が知られる。「盟約」体制はこうして「持統王系」体制に吸収・解消される。

天武朝よりその政權基盤は近江方にあり、功臣層はついに政治勢力化しなかった。だがその存在したいが未だ然の恐怖であった。天武在生中はよい。特に壬申年の不始末は、持統系王政期に影響したのである。皇室は、東国巡幸や天武皇子など壬申のゆかりの参政でこうした恐怖を緩和した。つとに持統一家が長屋王をミウチとしたのもかかる懸念あつてこそで、そうでなければ高市の子に一家の皇女を嫁すはずはないだろう。岸俊男は「固関」を論じて、三関が「逆謀者の東国への逃入を防ぐ目的で置かれ、その背景に「東国の重要性」を指摘した。⁽²²⁾なぜ三関は東方のみなのか。なぜ固関が養老五年を初見とするのか。それらの疑問は壬申年の不始末という事態を想定して初めて氷解する。そこに特異な養老行幸の戦略を読解しうるのだと、私は考える。

三、「壬申の再演」および直諫要請詔撤回「事件」

元正の即位は「不改常典」を持ち出すこともなく、禪讓を受けて無事登極したように見える。これは元明の子として即位したことを意味するのだろう。しかし、首親王の立太子までこぎつけておきながら、なぜいま一人の女帝を立てる必要があつたのか。この謎を政策史から解くことはできない。国司への管理強化、諸国分置や辺境諸国への強硬な態度、「国家隆泰、要在富_レ民。富_レ民之本、務從_二貨食_一」（靈龜元年十月詔）などみる貨食主義政策、僧綱の統制強化や律令行政の徹底など——政策の基調は、ほぼ元明期を継承するものである。従つて、政策意思の変更に關わる王位交替とはいえない。

元正女帝は、『統紀』中唯一宣命によって意思表示をしなかつた天皇である。他にも知太政官事を一時断絶

させたことや、美濃国行幸での服属儀礼など、元正朝には特異な施政が多い。私はこれらに、前代以来の政治体制を克服する意思を見る。具体的には皇親体制の克服、そして「持統王系」の自律が志向された。それは、長・穂積親王の薨を直接的な契機として、元正という人望あつた才媛を起用して実行されたのではないか。

養老改元の儀は、女帝政治の特徴である「垂簾」を撥げた、異例の演出であった。

(十一月)癸丑、天皇臨軒、詔曰、「朕以今年九月一、到美濃国不破行宮、留連数日。因覽当者郡多度山美泉、自盟手面、皮膚如滑。亦洗痛处、無不除愈。在朕之躬、甚有其驗。又就而飲浴之者、或白髮反黒、或頰髮更生、或闇目如明。自余痼疾、咸皆平愈。昔聞、後漢光武時、醴泉出。飲之者、痼疾皆愈。符瑞書曰、醴泉者美泉。可_レ以養_レ老。蓋水之精也。一寔惟、美泉即合_二大瑞_一。朕雖_二庸虚_一、何違_二天祝_一。可_下大_二赦天下_一、改_二靈龜三年_一、為_二養老元年_一」(下略)

女帝が「臨軒」し「皮膚如滑」と詔しているのは、些か「われ見よかし」の観がある。「早叶_二祥符_一、夙彰_二德音_一。天縱寛仁、沈静婉變、華夏載佇、謳訟知_レ帰」(元明讓位詔)という元正女帝である。南面するその婉變たる容姿、醴泉で潤いをえた肌は、陛下なる群臣の遠目に神々しく映えたであろう。この女帝の前に、東西諸国は服属したのである。この服属儀礼の意義とは何であったか。なぜ養老元年にこれを企図したのか。

長・穂積両親王が薨じ、靈龜二年八月には「盟約」最後の生存者_二志紀親王も薨る_一。翌年には中納言巨勢麻呂・左大臣石上麻呂が相次いで薨じた。壬申のゆかりはここに殆ど息絶えた。新たな枠組の創立か。既存の体制の継続か。政界は政権の枠組の更新を欲していた。ここで不平等は、壬申の再演による東西諸国の服属儀礼を建議した。東西諸国が近江一不破という壬申の磁場において、ひとり元正の下に帰属する。壬申年の不始

末は、天智と天武の血を等しく稟けた女帝の前に克服される。皇親体制の意味は低下し、持統王系の自律化が図られる。象徴的な支配権確立劇が、けだしこの美濃国行幸であった。——以上が私の自問の回答である。

新たな時代の到来が、告げられる。翌年改めて東近四ヶ国を巡幸しつつ在地の郡県吏民と交歓し、還宮直後に廟堂新体制を発表した。そこで長屋王が大納言となった。彼は舎人親王とともに穂積親王後任の有力候補であったろう。だが彼は令制の大納言となった。私はここに皇親体制が律令太政官制に吸収される画期をみたい。この大宝令制下初の皇親太政官の誕生は、先に述べた元正—不比等の施政方針を明確に示していると思う。

かく元正政権の支柱は、不比等にあつた。律令撰定を主宰した彼は律令による実質的な政治支配をも主導したのである。従つて不比等の死の前後では、政権の様相が全く異なる。ここで岸俊男の提唱した論理⁽²²⁾を援用して不比等の権力を考えてみたい。不比等の死後の動向を「パロメーター」として、彼の権力を測るのである。

養老四年八月辛巳朔、彼の病状悪化の報をうけて、政府は「大赦」の詔を触れ出す。「常赦」で免じぬものも全て赦し、自存不能の者に対して所司の長官自らが慰問せよというから、これは元正自身の即位の恩赦より広い。この功德による祈願もむなしく二日後に不比等は薨じた。「特有^三優勅^三、吊賻之礼異^三于群臣^二」という表現に女帝の痛惜の程が窺える。翌日の詔で舎人親王が知太政官事、新田部親王が知五衛及授刀舎人事に補される。同壬辰には、征隼人將軍として赴任していた中納言大伴旅人を京に召還する。九月辛未に「諸国申レ官公文、始乘^レ馭言上^二」とある措置は、恐らく諸国からの迅速な情報収集を期したもので、果たして六日後に蝦夷の反乱が伝えられた。その翌日に軍備を整えて進発させたのは異常に迅速で、戒嚴下の空気を感ぜさせる。十月壬寅には、長屋王・大伴旅人が勅使となり、不比等に太政大臣正一位という人臣最高官位が贈られた。

政府の引き締めはなおも続く。翌五年正月己酉制に「諸司官人、於三本司次官以上二致敬、常所三聽許」。自今以後、不_レ得_二更然_一。若違_二此旨_一、一人致_二卿門_一者、到人解_二官、同僚降_レ考_一として、諸司の官人が諸卿の門に到ることを禁じた。党派解体と言論統制を意図したものであろう。役人どうしを没交渉にして、動揺を未然に抑える。具体的には、長屋王の佐保楼のような、知識人サロンなどを対象としているのだろう。この三日後に長屋王は右大臣に昇り、藤原武智麻呂が中納言として廟堂入りを果たした。

以上が不比等薨後の情勢である。蝦夷反乱が彼の死に影響されたかは措くとしても、かなりの反応であった。ここで注目したいのは、不比等の死を受けて知太政官事が復活し、知軍事まで補任されたことである。私はこれを皇親勢力の逆襲とよめない。彼の役割を補うためには（武智麻呂の任中納言を含め）これらの官職と人材が必要であった。彼らは首親王の補佐を命ぜられていた（養老三十年十月辛丑詔）。彼ら皇親の長老格を早急に参議させ、皇親の東国出奔などによる動揺を抑制した。その恐怖感は翌年に「固関」として制度化するが、同時に不比等が克服せんとした皇親体制が復活し、不比等と女帝の企図は挫折を余儀なくされたのである。

知太政官事については、近年これを参議にすぎないとする見解が出されており、私も賛同するものである。²³⁾恐らく四品以下の知政事を「平章事」とし三品以上の知政事と区別した唐制に倣ったもので、『旧唐書』本紀第五、永淳元年四月丁亥条、三品（位）以上の皇親参議を元来称し、三位参議（房前）が登場してから、参議の位階区別が霧消した。先に私は大津聴政をこの原形としたが、この官は元来、「盟約」のような皇親の枠組が設定されている時に置かれる。この時は、先に触れた和銅七年正月の加封記事がこれを枠づけている。その後不比等により後退したものの、彼の死にあって再浮上したものである。つまり知太政官事は太政官に掣

肘を加えるものではなく、「持統王系」とその律令太政官制を君主制の次元において強化するものであった。

このような不比等の努力は、すでに持統において見られる。太政大臣高市の死をうけて成立した持統の太上天皇は、皇祖母尊（皇極）と違い、明らかに天皇と同格の権能を有したが、これは皇親体制の枠組を越えた、新しい二重王権構想といえた。⁽²⁴⁾ 知太政官事は彼女の崩御を受けて創立されたわけだが、この官は一上を意味しないから、盟約皇親体制の克服はある程度実現したと評価できるだろう。

不比等の死により新政権構想が座礁し、あまつさえ蝦夷反乱まで勃発して、女帝の立場は非常に苦しくなった。元明と同じく毅然たる態度で南面していた彼女は、養老五年より一変して孤立感を深める。ありていにいえば、腰くだけになる。養老五年以後の詔勅は、文武・元明期のそれと明らかに趣を異にするのである。

「至公無私、国士之常風。以忠事君、臣子之恒道焉。当須各勤所職退食自公。康哉之歌不遠、隆平之基斯在。災異消上、休徵叶下。宜文武庶僚、自今以去、若有風雨雷震之異、各存極言忠正之志」という正月甲戌詔は、和銅元年七月勅に類似して、元正政權再出発の緒言といふべきところだが、実は先日来の地震を恐れて発せられたのである。二月になると、地震に続いて、大蔵省の倉がひとりでに鳴り響き、あまつさえ白虹が日を買った。この禍兆に女帝はすっかりおどけて、その日に次のような詔を出した。

癸巳、(中略) 召見左右大弁及八省卿等於殿前、詔曰、朕德菲薄、導民不明。夙興以求、夜寐以思。身居紫宮、心在黔首。無委卿等、何化天下。国家之事、有益万機、必可奏聞。如有不納、重為極諫。汝無面從退有後言。

短い、語は哀切をきわめている。注目したいのは、この詔が左右大弁と八省の卿に宛てられている点であ

る。この極諫要請詔は、翌日にも同様の趣旨が繰り返されている。

甲午詔曰、世諺云、歳在_レ申年、常有_二事故_一。此如_レ所言。去庚申年、咎徴屢見、水旱並臻、平民流没、秋稼不_レ登。国家騒然、万姓苦劳。遂則朝廷儀表、藤原大臣奄焉薨逝。朕心哀慟。今亦去年災異之余、延及_二今歳_一、亦猶風雲気色、有_レ違_二于常_一。朕心恐懼、日夜不_レ休。然聞_二之旧典_一、王者政令不_レ便_レ事、天地譴責以示_二咎徴_一。或有_レ不_レ善、所_レ致_二之異_一乎。今汝臣等位高任大。豈得_レ不_レ罄_二忠情_一乎。故有_二政令不_レ便_レ事、悉陳_二无_レ諱_一。直言_二尽意_一、無_レ有_二所隱_一。朕將_二親覽_一。於_レ是、公卿等奉_二勅詔_一退、各仰_二属司_一令_レ言_二意見_一。

ここで「去年災異」といつているが、養老四年にそのような記事は見えない。そもそもこのような弱腰の発言じたい、これ以前には全く見えない。これまでは災異があっても、お構いなしなのであった。

ところで後者の詔は、公卿が詔旨を拜してその属司に意見を徴している。これは前日の詔と全く意味が違う。前日では公卿の頭越しに極諫を要請したが、翌日には公卿をその間に通さなくてはならなくなった。同趣の詔を繰り返し強調した、などとはよめない。公卿の預かり知らぬところで意見が交換されることを嫌い、公卿からクレームがついたのであり、前日の詔を女帝が撤回ないし補足したのだと思う（その具体的手続きは、施行後不都合があった場合に「執奏」することを定めた公式令奉詔勅条によるものか）。『統紀』に見える詔と勅の区別は曖昧で、公卿の連署を経たか否かの判断は微妙であるが、前日の極諫要請が「詔」であったかは疑問だと思ふ。即日の作成や殿前に召見したことから見て、和銅元年七月「勅」と同様、口勅に近い形式であったと見るのが自然ではないか。されば、藤原宮子大夫人称号事件と同質の事件と評価できるかもしれないが、ひとまず私は不比等薨後の政府の動揺を伝える「事件」とよんでおきたい。

意見陳上は少納言の奏聞と公式令陳意見条に定められて⁽²⁵⁾いる。最初に大弁と八省諸卿を召したのは、恐らく少納言のみが有つ奏聞の権限を拡大するものであったが、元来公卿の関与するところではない。クレームの内容は太政官三局およびその被管であるはずの八省卿が直接至尊と結べば、公卿のみ孤立するとの旨であったろう。翌年内臣となる房前に「計会内外」を命じたように、皇室と議政機関との意思疎通は、不比等の死を転機としてうまくいきかねていたようである。女帝は独自の情報網を欲した。聖武が「身隔九重、多未詳委」と後に述懐するのは（神亀四年二月甲子勅）、この時の元正にも思い当る本音だと思ふ。この後、女帝は禁中であつていやます孤立感を深め、災異を恐れる詔勅はいよいよ哀切をきわめる。

四、律令天皇としての元正女帝

元正にとって不比等の急死は、彼女じしんが証言したように、致命的な打撃であつた。それでも元明母帝が崩ずる前は毅然たる態度を努めてとつた。「朕君臨四海、撫育百姓、思欲家之貯積、人之安楽。何期、頃者旱澇不調、農桑有損、遂使衣食之短、致有飢寒。言念於茲、良增惻隱」という五年三月癸丑勅などは、元明の口ぶりに近い。ところが五月になつて、太上天皇不子が報じられた。大赦とともに百名の度を許して平癒を祈願し、右大弁笠麻呂・梶犬養三千代が相次いで出家・入道した。七月庚午には全国に放生を命じたが、その功德もなく、太上天皇は最期と悟つてか、十月丁亥に長屋王・藤原房前を召し入れて後事を託した。上皇は同庚寅にも重ねて薄葬を指示した。元正女帝はさらに「凡家有沈痼、大小不安、卒堯事故」

者。汝卿房前、當下作_二内臣_一、計_二会内外_一、准_レ勅施行、輔_二翼帝業_一、永寧_二国家_一と、という異例の詔を發した。

内臣について述べる余裕はすでないが、これが太上天皇の役割を補うべく任ぜられたことは「准勅施行」という文言でわかる。ひいては不比等の後任となり、「持統王系」の自律化を推進すべき存在として期待されたものであろう。確かに彼は切れた。けだし三関を固守して東国出奔を阻むという処置は彼の思案である。

「固関」は東国への恐怖を端的に示すが、そのおかげで十二月上皇崩後の「卒發事故」は防がれた。だが、彼は些か過激であつて、嫌疑のかかった者を片端から弾劾したらしい。翌六年正月壬戌に多治比三宅麻呂が誣告、穂積老が乘輿指斥により告発され、皇太子の奏により斬刑を免れて配流に処せられた。また、同四月辛卯詔に「今者有司奏言、諸国罪人摠卅一人、准_レ法並当_二流已上_一者」とある、重罪人および従犯等は、彼の恐怖政治の所産ではなかつたか。この時、女帝は「朕遐想_二千載_一、旁覽_二九流_一、詳思_二布政之方_一、莫_レ先_二仁恕之典_一」「毎_レ聞_二此奏_一、朕甚慙_レ之。万方有_レ辜、在_二余一人_一と述べて奏上のあつた全員を放免し、「勿_二案檢_一焉」とこれ以上の追求を戒めた。これは女帝の意志が、房前らを制したと見てよいと思う。

女帝は災異のやまぬ天を仰ぎ、折りに触れ悲観に沈んだ。「朕以_二不天_一、奄丁_二凶酷_一」（六年元日詔）、「向隅之怨在_二余一人_一」（二月甲午詔）、「甘雨未_レ降、黎元失_レ業。朕之薄德、致_二于此_一歟。百姓何罪、樵妻甚矣」（七月丙子詔）、「朕以_二庸虚_一、紹_二承鴻業_一、剋_レ己自勉、未_レ達_二天心_一」（同戊子詔）、「朕精诚弗_レ感、穆_レ卜罔_レ從」（十一月丙戌詔）と、上にも下にも目を向けられぬ調子だが、それだけに災異の晴れた詔は爽快である。

（同七年二月）己酉、詔曰、乾坤持施、燾載之德以深、皇王至公、亭毒之仁斯広。然則居_二南面_一者、必代_レ天而闢_レ化、議_二北辰_一者、亦順_レ時以涵育。是以、朕巡_二京城_一、遙望_二郊野_一、芳春仲月、草木滋榮、東候始啓、

丁壯就_レ隴畝之勉、時雨漸澍、蟄蟲有_レ浴濯之悦。何不下流_二寬仁_一、以安_三黎元_二、布_三淳化_二而濟_レ万物_一乎。意気揚々と京師を巡る、女帝の得意が目に浮かぶ。この一年後、女帝は皇太子に譲位した。不比等による政權構想の破綻を象徴するように、その間三世一身法が施行され、また二十二年ぶりに吉野へ還った上で、皇位は無事譲られた。彼女はこうして、最も苦しい難局を乗り切ったのである。

聖武即位宣命に見られるように、元正女帝の絶対責務は、皇太子へと皇位を「過つ事なく授け」ることであった。この生を享けてから母を知らぬ皇太子には、政治の才能が欠けていたらしく、舍人・新田部両親王の補佐を必要としたことは先に触れた。あるいはこれも皇親を「持統王系」に吸収するものと考えるべきであろうか。彼らに補佐を命じる詔は、皇太子が「無改」の「由行」に由り「洪緒を承け纂ぐ」ことを前置きし、舍人下賜・加封という、協力要請の常套手段も使われた。また養老五年正月庚午に、「風流侍従」佐為王を始め懐風藻・万葉集詩人ら十六名を皇太子に近侍せしめたのも、教育というよりむしろ皇太子サロンを形成し、将来する彼の王政に備えて国家の知を集中した、とみるべきかと思う。しばしば触れてきた党派解体を狙う拜礼禁止令は具体的にこうしたサロンに向けられており、政治的な場としても機能していた、と私は考えている。

しかし、聖武が政治的センスを欠いていたことは否めない。律令制は元来中国の専制君主体制を前提とした国家構想である。全ての政治意思は皇帝へと向けられ、全ての権力は彼に帰一する。従って、皇帝の意志を強く欲する国家機構であった。元正は、彼女の責務への忠実さから、天意に自己を向き合わせ、その自負において臣民に南面した。群臣にその全き姿をも現した。特に不比等・母帝という支柱を喪った後は「仁恕之典」を掲げ、災異にあつては深い自責をもって、実情を把握すべく「極諫」を求めた。譲位した後も、聖武が彼女の

徳を顕彰して世論を喚起したことは、彼女がいかに人望を集めていたかを物語るだろう。元正天皇は、不比等の死という偶然の経緯によるにしろ、律令皇帝たるにふさわしい女帝であった。

翻って聖武は恩寵の詔勅を除くと、重要な政務の殆どを太政官に一任したようであり、律令皇帝たる自覚に欠けた。律令制下で天と日の間に坐すのみといった態度をとれば、中央政府に集中される政治意思と権力は、その代議士たる公卿等に収斂する。ここに派閥間の権力抗争は避けられないものとなり、寵臣政治というべき様相を呈することになるが、それを論ずるにはすでに紙幅が尽きた。とまれ、政治意思の一局化をもたらす律令体制は、天皇のあり方についても、抜本的な変革を要請していた。そしてこの要請を無視した結果、議政官の権限は増長し、皇親体制なる枠組は超克されてゆく。

元正女帝期は、けだし天武以来の政権と天平以後の政権との過渡期にあたる。そしてその画期は「養老行幸」に設定できる。近江の官僚とクーデター指導部が共存する、この奇妙な政権の王が、天智と天武の血を襲けた者たち「持統王系」に在ることを天下に誇る。壬申乱後体制の始末と新たな枠組の創立が「壬申の再演」に託される。しかし不比等の死によってその政権構想は破綻し、吉野に還ることで聖武の即位を実現するに至る。かかる問題設定と紙幅の関係上、先学の仕事を十分に消化せずして素描のみ示し、当然論及すべき問題に触れていない点も多い。舌訛の非は免れぬ。ここに明記して、大方の御寛恕と御高教を乞うものである。

- (1) 仁藤敦史「律令国家論の現状と課題」『歴史評論』五〇〇、一九九一）参照
- (2) 佐藤宗諱「律令制と天皇」『日本の古代 一五 古代国家と日本』所収。中央公論社、昭六三）
- (3) 石母田正『日本古代国家論 第一部』あとがき（岩波書店、昭四八）

- (4) 「律令国家・王朝国家における天皇」(『日本の社会史』3所収。岩波書店、一九八八)。なお仁藤敦史「古代王権と行幸」(『古代王権と祭儀』所収。吉川弘文館、平二)参照。
- (5) 石川千恵子「『東国』行幸の一考察」(『日本歴史』四七六。一九八八)は主に対外情勢の緊迫を強調しているが、東国行幸を東国の伝統的な「軍事的歴史的特殊性」または「天武方が自らの軍事的拠点をも東国に求めた」とことと関連づけて考えておられるのは注目される。この問題はまた吉野行幸の問題ともあわせ考えられるべきだろう。
- (6) 野村忠夫「律令政治の諸様相」(『槁書房』昭四三)第二章「和銅元年体制」
- (7) 野村忠夫「岐阜県史」通史篇・古代(敵南堂、昭四六)、同「古代の美濃」(教育社、一九八〇)。氏は大宝二年御野国戸籍に見る農民層に至るまでの高位授与を壬申年の論功によるものとし、これらと天武十三年是年詔・十四年七月辛未詔などにみる東国優遇措置は律令国家成立により解消、取り消されたと言われる。
- (8) 壬申乱時の近江軍の編成は、壬申紀の性格上はつきりとせず、諸家の明言せざる所だが、東国への興兵使が大海人方の虜となった以上、その主力は畿内・西国(西海道を除く)にあつたらう。唐突な印象を与えるかもしれないが、近年強調されるように壬申年後の王権が「脆弱」だとすれば、その不始末はより重要な政治問題とならう。その問題は「光明立后の史的意義をめぐって」(『学習院史学』三一号掲載予定)にも論じる予定である。
- (9) 野村(7)著書参照。氏は「不比等政権の確立」とこれに対する笠麻呂の協力をこの行幸の背景にみている。
- (10) 壬申の乱が天武の周到な準備のもとに展開されたことは、すでに直木孝次郎・亀田隆之・北山茂夫等により論じられているが、大海人決起の要因は、尾張・美濃の人夫徴発を恐れたのではなく、逆に先発隊を遣し不破関を塞いでこれらの人夫をいちはやく大海人方に帰順せしめ、一気に有力氏族の支持を訴える攻略であつた、と私は見ている。不破関を塞いだのが「美濃師三千人」と物足りないのも、尾張国守小子部連鉤が「二万衆」を率いて帰順し(乱後鉤は自殺する)、これと前後して大伴氏が帰順するのも、彼の攻略の成功を示すものであらう。つまり人夫徴発が大海人決起ひいてはクーデター勃発の銃爪となつた、とみるのである。
- (11) 虎尾達哉「律令国家と皇親」(『日本史研究』三〇七)、同「知太政官事小考」(『日本古代社会史研究』)
- (12) 直木孝次郎「壬申の乱」(『槁書房』昭三二)後篇第一・二章参照。
- (13) 太田・持統以外の天智皇女ならびに鎌足女所産の皇子の生年をたずねると、長・弓削(大江皇女)は天武三年頃、

- 舎人(新田部皇女) 〓天武六年、新田部(藤原五百重娘) 〓天武十年頃となり、乱後の入内の可能性が濃い(寺西貞弘「天武天皇所生皇子生年考証」『古代天皇制史論』参照)。但馬皇女(藤原氷上娘)の生年は未詳。
- (14) 大山誠一「六皇子の誓約」(『別冊歴史読本』一六一―一五、一九九〇)、虎尾前掲論文参照。
- (15) 「六皇子」はみな天武〓天智間婚姻を結んでいるが、草壁〓元明の長女元正が天武九年生、高市〓御名部の長男長屋王が天武十三年生であり、弱齡の志貴皇子を除くその他、大津〓山辺・河嶋〓泊瀬部・刑部〓飛鳥も、この頃成人期を迎えていたことから、「盟約」前後に姻戚關係を結び、皇親体制を形成した可能性は高いと思われる。
- (16) 北山茂夫「持統天皇論」(『日本古代政治史の研究』所収。岩波書店、昭三四)。
- (17) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五)第二章。
- (18) 『礼記』中庸篇「子曰、鬼神之爲、德其盛矣乎。視_レ之而非見、聽_レ之而非聞、體_レ物而不_レ可_レ遺、使_レ天下之人齊明盛服、以承_レ祭祀、洋洋乎如_レ在其上、如_レ在其左右」。齊明天皇の出典と思われる。少なくとも漠風諡号制定者は、中大兄の素服称制に齊明の盛なる如_レ在の徳を見ていたのではないか。なお『江次第』七日節会装束は、平座における御座の空洞化ともいべき設営作法を「行_レ如在之礼」と言っている。
- (19) 『二代要記』(史籍集覽本)天武天皇皇子条に、高市の長子として「矢通王〔大津皇子將謀叛賜死〕」とある。これまで全く触れられていない史料であるが、高市の長子であれば大津事件当時十五歳前後と見られることもでき、かかる異伝を付会する積極的理由もなく、また「公卿補任」和銅二年条に長屋王を高市の「第二子」とする異本もあることを考えると、テキストの問題を含め、検討の余地はあると思う。長屋王死後の鈴鹿王拔擢の例からも、持統王系にとつて高市一族の位置は特殊なのである。
- (20) 天皇ないし太政官への一局化は、大宝令で「諸司印」を設けずに諸司の行政権を制限し、諸国に下す公文には内印・在京諸司間では外印を要する(公式令集解天子神璽条古記)とした法制定の思惑にも看取できる。
- (21) すでに黛弘道「女帝と藤原不比等」(『古代史を彩る女人像』)、田村圓澄「不改常典考」(『律令国家と貴族政権』)、倉本一宏「議政官組織の構成原理」(『史学雑誌』九六一―一)にかかる見方が指示されている。
- (22) 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』所収。塙書房、昭四一)。
- (23) 虎尾前掲論文、関晃「知太政官事と藤原氏」(『川内古代史論集』五、平成一)。

- (24) 春名宏昭「太上天皇制の成立」『史学雑誌』九九一二、一九九〇
- (25) 岩波思想大系『律令』補注は「有事陳三意見、欲封進二者、即任封、少納言受得奏聞。不須聞。若告言官人書政、及有抑風二者、彈正受推」という大宝令文を復原している。
- (26) 山本信吉「内臣考」『国学院雑誌』六二一九、昭三六

A Theory of the empress GENSYO administration

Wataru INOUE

The Political power is organized by the law, and diagramed by the ritual. The emperors, from TENMU to GENSYO, plotted to set up their long-term dynasty, by the law and ritual which were called "RITSURYO" and "MEIYAKU". I have illustrated this theory by taking the empress GENSYO administration (715~724) as an example. For, that is described as a period of transition, starting from the reign of TENMU and continuing through TENPYO period. And, it was "Imperial demonstration to MINO" (717) that made the transition.

There had ritual of obedience by eastern countries in FUWA and westerns in OUMI, that meant a re-act of "The coup d'états in the year of JINSHIN" (672). It led a solution to a problem between eastern (the winners of the coup d'états) and western (traditional aristocrat or local governors), that was imposible to succeed but that the king of "JITO-descent" which was the posterity of TENCHI and TENMU did.

But the death of FUJIWARA FUHITO who was promoter of RITSURYO systematization, and the ex-empress GENMYO, changed the balance of administration, which kept by them, so that GENSYO stood alone. Unfortunately, they had a bad drought. She did her duty, holding herself responsible, and this beauty empress gained public sentiment. This is the suitable attitude for the ruler of the RITSURYO states. After her reign, the factional strives and coup d'états had happened, by the lack of what the RITSURYO-states required.

(筑波大学大学院人文科学研究科博士後期課程、史学専攻)